

土砂災害防止対策の 規制区域と制限行為



長野県キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県では土砂災害から住民の生命を保護するために、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、必要な区域を指定しています。また、それぞれの法や条例等により、区域内において災害を助長する行為等の制限を行っています。なお、これらの区域は宅地建物取引業法の重要説明事項となっているので注意してください。

根拠法令: 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

■ 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域

① 要配慮者利用施設における警戒避難体制の構築

警戒区域内の市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

根拠法令: 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

■ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域

① 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと県知事が判断した場合に限って許可されます。

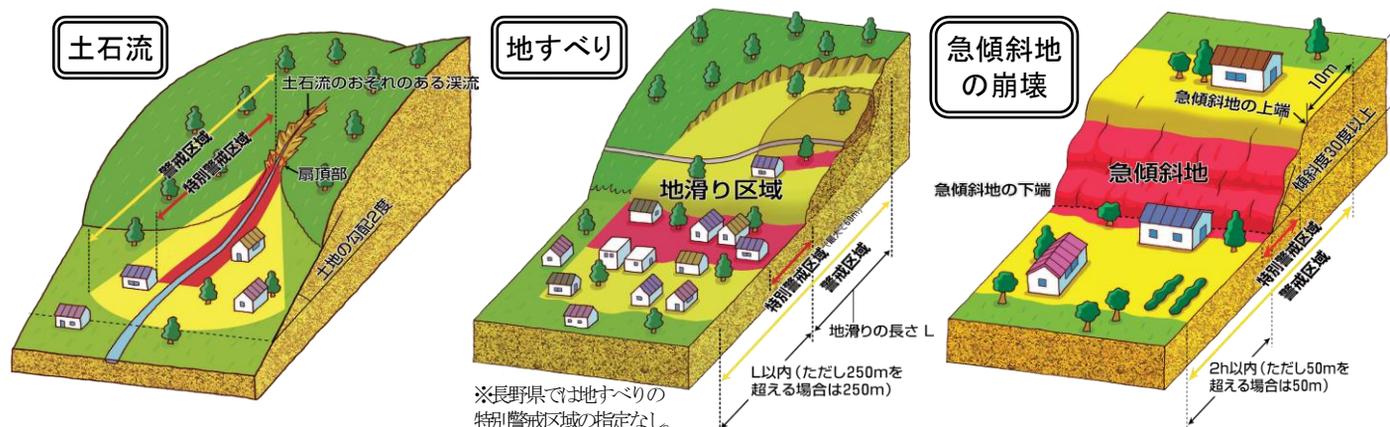
(窓口：各建設事務所維持管理課・各砂防事務所)

② 建築物の構造規制

特別警戒区域内では、居室を有する建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たす物となっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要です。

(窓口：各建設事務所建築課、建築主事を置く市)

◎このような場所が区域指定されています。 ※出典: 全国地すべりがけ崩れ対策協議会



根拠法令: 砂防法

■ 砂防指定地

土石流から人家や公共施設を守るため、また流域の荒廃地域を保全するために指定する区域

① 砂防指定地内行為許可

工作物の新築、改築等、立木もしくは竹の伐採、土地の形質変更等を砂防指定地内で行う場合は許可が必要です。

② 砂防設備占用許可

砂防設備（砂防ダム等、設備敷地含む）を占用する場合は、行為許可とは別に許可が必要です。

（窓口：各建設事務所維持管理課・各砂防事務所）



根拠法令: 地すべり等防止法

■ 地すべり防止区域

地すべりによる被害を除去または軽減するために、また地すべりを助長、誘発させないために指定する区域

① 地すべり防止区域の行為許可

地表水の浸透を助長する行為、のり切又は切土等を地すべり防止区域内で行う場合は許可が必要です。

② 地すべり防止施設の使用許可

地すべり防止施設（集水井等、施設敷地含む）を使用する場合は、行為許可とは別に許可が必要です。

（窓口：各建設事務所維持管理課・各砂防事務所）



根拠法令: 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

■ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、また急傾斜地の崩壊を助長、誘発させないために指定する区域

① 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可

水の浸透を助長する行為、のり切又は切土等を急傾斜地崩壊危険区域内で行う場合は許可が必要です。

② 急傾斜地崩壊防止施設の使用許可

急傾斜地崩壊防止施設（崩壊防止柵等、施設敷地含む）を使用する場合は、行為許可とは別に許可が必要です。

（窓口：各建設事務所維持管理課・各砂防事務所）



■ 規制区域の確認方法

管轄の建設事務所・砂防事務所へお問い合わせいただくか

ウェブブラウザで「信州くらしのマップ」を検索してください。

（URL: <http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>）

法に関するお問い合わせは
右記までお願いいたします



長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野市大字南長野幅下692-2 TEL 026-235-7316 FAX 026-233-4029 e-mail: sabo@pref.nagano.lg.jp